



埼玉県報

第 2 2 7 0 号
平成 23 年 3 月 15 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則\(森づくり課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [越谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [家畜伝染病予防法第五条に基づく検査の実施\(畜産安全課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣駅東口A地区市街地再開発事業の定款の変更\(市街地整備課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅飯能線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅飯能線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [監視制御システム等点検業務委託に関する契約の相手方等の公示\(水道施設課\)](#)
- [技能教育のための施設の指定\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1633号中訂正\(市街地整備課\)](#)

規則

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県規則第三号

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立嵐山郷管理規則（昭和五十一年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改定する。

様式第八号中「埼玉県知事

様」也「（宛先）」

埼玉県知

事」に改める。

「 様式第八号中 就業 」	「 就業状況 」	有・無	普通学級・小修了 特殊学級・中卒業 養護学級・高卒業	「 就業状況 」	未就卒
------------------------	----------------	-----	----------------------------------	----------------	-----

埼玉県立嵐山郷管理規則第三号中「就業」を「就業状況（普通学級・特別支援学級）特別支援学校（小・中・高）」に改める。

様式第九号中「せき柱」を「脊柱」に、「色神」を「色覚」に、「
欄」を「欄」に、「うし」を「う歯」に、「
ポリオ生ワクチン」を「
ポリオ生ワクチン」に、「股関節開排制限」を「股関節開排制限」に改める。

様式第五号中「埼玉県知事様」を「（宛先）」と改める。

埼玉県知

事」に、「職業」を「電話番号」に改める。

「（宛先）」

様式第八号中「埼玉県知事様」を「（宛先）」と改める。

埼玉県知事」

様式第九号から様式第十一号までの規定中「埼玉県知事様」を「（宛先）」と改める。

埼玉県知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「林業・木材産業改善措置を支援するため、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下この条及び次条において「農商工等連携促進法」という。）第十一条第一項の認定中小企業者又はその認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（第四条第一項第五号において単に「認定中小企業者」という。）を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下この号及び次条第一項第三号において「農商工等連携促進法」という。）第十一条第一項の認定中小企業者又はその認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（第四条第一項第五号において単に「認定中小企業者」という。）

二 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下この号及び次条第一項第六号において「六次産業化法」という。）第六条第三項の促進事業者が六次産業化法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う場合における当該促進事業者（第四条第一項第六号において単に「促進事業者」という。）

第二条第一項に次の一号を加える。

六 六次産業化法第十条第二項に規定する認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内
第二条第二項ただし書中「前項第三号」の下に「及び第六号」を加える。
第四条第一項に次の一号を加える。

六 促進事業者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人越谷カウンセル
- 三 代表者の氏名
田崎 雅江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市千間台西四丁目七番地二十八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、カウンセリング講座を通しての人材育成と相談活動を行い、より健全な精神生活を高め、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台土地区画整理事業四十七街区一、二、八画地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

・ 荷さばき施設と近接する住宅との境界線上の遮音壁は、騒音予測では環境基準の範囲内ではあるが、十分な遮音対策を講じること。また、早朝・深夜の荷さばきについては抑制すること。

・ 悪臭防止法規制地域（臭気指数一五）に指定されており、住宅地に近接しているので、悪臭苦情が発生しないよう臭気対策を講じること。

・ 騒音について、開店後、対応策の前提として調査・予測した結果と実態とで大きく乖離が生じ、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、その結果に応じた追加的な対応策を講ずるよう努めること。

二 縦覧期間

平成二十三年三月十五日から平成二十三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

- イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症、馬の馬伝染性貧血、みつばちの腐蛆病並びに豚のオーエスキー病の発生の予防
- ロ 牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している次に掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

- (一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (二) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (三) (一)又は(二)の牛と同一施設内で飼育している牛

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(3) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(4) 腐蛆病

県内で飼育しているみつばち

(5) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要

と認めたもの

ロ 一の口に係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ハ 一の八に係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

四 実施の期日

イ 一のイに係る検査

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ロ 一のロに係る検査

平成二十三年六月下旬から同年十一月中旬までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ハ 一の八に係る検査

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病

(1) 凝集反応検査

(2) エライザ法による検査

(3) 補体結合反応検査

(4) その他の検査

ロ 結核病

(1) ツベルクリン検査

(2) その他の検査

ハ ヨーネ病

(1) 予備的抗体検出法による検査

(2) エライザ法による検査

(3) その他の検査

ニ 伝達性海綿状脳症

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ホ 馬伝染性貧血

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) その他の検査

へ 腐蛆病^そ

- (1) 肉眼的検査
- (2) その他の検査

ト オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

チ ブルータンク

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) その他の検査

リ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行

熱

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

又 高病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査
- (2) 血清抗体検査
- (3) その他の検査

六 その他

実施の細部については、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百八十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 三四 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字大谷沢字藤塚十二番一 外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四二七五立方メートル

浸透効果量 〇・一二一立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第二百八十一号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 河川の名称
第二大場川
- 二 指定に係る河川区域の存する区間
右岸 吉川市大字道庭字堤外四百六番一地从先から同市同大字同字四百二十五番一地从先まで
- 三 指定に係る河川区域
関係図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県東松山県土整備事務所内の項中、「三芳町を除く」を「越生町に限る」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十二年度

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目、本町四丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成十五年四月十五日

六 変更の内容

事務所の所在地

七 変更の認可の年月日

平成二十三年三月十五日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鳩ヶ谷市桜町五丁目一 五番一五 地先から同市桜町六丁目一八二一 番一地先まで		区 間
一七・	一四・ 七・四三	敷地の幅員 (メートル)
三二二・		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 青梅飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字下畑字釜下七六九番 二地先から同市大字大河原字金 穴四〇一番二地先まで		区 間
一八・〇〇 六一・五五	一四・八〇 六〇・二〇	敷地の幅員 (メートル)
八四五・六〇		延 長 (メートル)
土地区画整理事業に 伴う道路整備		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

青梅飯能線	路線名
○一 番二 地先まで 飯能市大字下畑字釜下七六九番二 地先から同市大字大河原字金穴四	供用開始の区間
平成二十三年三月十五日	供用開始の期日
延長八四五・六〇 メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十一月二十七日

指令川建セ第二一 一一一 号

二 検査済証番号

平成二十三年三月八日

川建セ第二二 一三 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都一七 番二八の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町二丁目四番五九号

小倉 豊子

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

- 1 購入等件名及び数量
 - ア 22大委第2 - 2号 監視制御システム等点検業務委託 一式
 - イ 22庄委第306号 監視制御システム等点検業務委託 一式
 - ウ 22行委第442号 監視制御システム等点検業務委託 一式
 - エ 22新委第2 - 4 - 3号 監視制御システム等点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 埼玉県大久保浄水場
埼玉県さいたま市桜区宿618番地
 - イ 埼玉県庄和浄水場
埼玉県春日部市新宿新田100番地
 - ウ 埼玉県行田浄水場
埼玉県行田市小針1632番地
 - エ 埼玉県新三郷浄水場
埼玉県三郷市南蓮沼1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 - ア 平成23年1月27日
 - イ 平成23年1月20日
 - ウ 平成23年1月26日
 - エ 平成23年1月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ア メタウォーター株式会社 さいたま営業所
埼玉県さいたま市浦和区上木崎二丁目11番21号
 - イ 東芝電機サービス株式会社 北関東支店
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番地1 ORE大宮ビル6階
 - ウ 東芝電機サービス株式会社 北関東支店
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番地1 ORE大宮ビル6階
 - エ 株式会社正興電機製作所 東京営業所
東京都千代田区東神田二丁目5番12号 龍角散ビル2階
- 5 随意契約に係る契約金額
 - ア 30,450,000円
 - イ 23,310,000円
 - ウ 29,400,000円
 - エ 27,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県教委告示第十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として、平成二十三年三月十五日付けで次のとおり指定した。

平成二十三年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 技能教育のための施設の名称

むさしの高等学院（埼玉県志木市柏町四丁目五番二十八号）

二 星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する
高等学校の科目

連携措置に係る科目	ビジネス基礎	商業技術	課題研究
連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目	ビジネス基礎	商業技術	課題研究

告 示

埼玉県教委告示第十一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人文理佐藤学園西武文理大学附属調理師専門学校（埼玉県ふじみ野市南台一丁目十三番）

二 廃止年月日

平成二十三年三月三十一日

告 示

埼玉県教委告示第十二号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人明星学園浦和学院専門学校（埼玉県さいたま市桜区田島九丁目四番十号）

二 廃止年月日

平成十八年三月三十一日

告 示

埼玉県教委告示第十三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 廃止する技能教育のための施設の名称

サンワ埼玉高等職業訓練校（埼玉県さいたま市中央区新中里三丁目二十番三十号）

二 廃止年月日

平成二十三年三月三十一日

正 誤

埼玉県告示第千六百三十三号（平成二十二年十二月二十八日第二千二百四十九号）中訂正

ページ 行

一 前から十五

誤

平成六十二年七月十四日

正

昭和六十二年七月十四日